

2026年(令和8年)

斜里海浜サケ・マス釣りルール



Illustration : Nobuko Akashi

美しい海浜と豊かなサケ・マス資源は、斜里町の大切な財産です。これらの持続可能な利用を目指すため、斜里海浜サケ・マス釣りルールを運用しております。来訪される皆様には、このルールを尊重してサケ・マス釣りを楽しんでいただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

臨時のお知らせ
ルール経過等



関係機関の連絡先

内 容	関係機関	電話番号
事件・事故	海の「もしも」は海上保安庁	118
	網走海上保安署	0152-44-9118
	斜里警察署	0152-23-0110
ヒグマ出没	知床財団 鳥獣保護センター	8:30～17:30 0152-24-2775 上記以外の時間 090-3778-4308
当 ル ー ル	斜里町水産林務課水産係	8:45～17:30 0152-26-8374

お役立ち情報

キャンプ場
国設知床野営場(斜里町ウトロ香川) TEL.0152-24-2722
クリオネキャンプ場(斜里町西町4) TEL.080-4950-6904
みどり工房しゃり(斜里町以久科北586) TEL.0152-22-2125
来運 水の学校(斜里町来運117) TEL.0152-23-7800
ゴミの引き取り
道の駅うとろ・シリエトク(斜里町ウトロ西186-8) TEL.0152-22-5000
知床世界遺産センター(斜里町ウトロ西186-10) TEL.0152-24-3255
※受入時間 9:30～16:30
ゴミ袋は販売していませんので、レジ袋等に分別してお持ちください。ゴミの量に応じて料金を徴収します。食べ残しなど一般的な生ごみは引き取りますが、魚の内臓は引き取りません。
道の駅しゃり(斜里町本町37) TEL.0152-26-8888
※受入時間 9:00～10:30
窓口でゴミ袋を購入し、当日の受入時間中に窓口にお持ちください。食べ残しなど一般的な生ごみは引き取りますが、魚の内臓は引き取りません。
魚をさばける場所
国設知床野営場(斜里町ウトロ香川) TEL.0152-24-2722
利用料300円、利用期間6/1～9/30(10:00～16:00)
利用料金に魚の内臓の引き取りを含みます。
来運 水の学校(斜里町来運117) TEL.0152-23-7800
宿泊者に限り利用可、宿泊料金に魚の内臓の引き取りを含みます。
クリオネキャンプ場(斜里町西町4) TEL.080-4950-6904
宿泊者に限り利用可能、宿泊料金(550円～)とは別にゴミ袋代(20円～)が必要です。

サケ・マス釣りに関係する法令と罰則

法 令 と 内 容	罰 則
漁業法：漁業調整委員会に基づく都道府県知事からの命令違反(第120条)	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
海岸法：許可を受けずに行う海岸の占用や土地の掘削、盛土、切土(第37条の4、第37条の5)	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
自然公園法：許可を受けずに行う網走国定公園の第2種特別地域および特別保護地区の道路以外への車両乗入、土地の形状変更、工作物の建築(第20条、第21条)	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
森林法：許可を受けずに行う保安林での立木の損傷や土石の採掘、土地の地質の変更(第34条)	1年以下の懲役または150万円以下の罰金
漁港及び漁場の整備に関する法律：漁港の施設を損傷し、汚染する行為(第39条)	50万円以下の罰金
廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物のみだりな投棄や焼却(第16条、第16条の2)	5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金
刑法：許可を受けずに住居等に侵入する行為(第130条)	3年以下の懲役または10万円以下の罰金
軽犯罪法：許可を受けずに立入禁止区域に侵入する行為(第1条)	拘留または科料
北海道漁港管理条例：許可を受けずに岸壁等の施設を占有する行為(第12条)	5万円以下の過料
北海道自然環境等保全条例：許可を受けずに行う道自然環境保全地域特別地区の道路以外への車両乗入、土地の形状変更、工作物の建築(第17条)	6月以下の懲役または50万円以下の罰金
北海道漁業調整規則：許可を受けずに行う河口規制区域でのサケ・マスの採捕(第42条)	6月以下の懲役または10万円以下の罰金

【発行者】斜里町産業部水産林務課水産係（北海道斜里郡斜里町本町12番地）TEL.0152-26-8374

【協力機関】ウトロ漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、一般社団法人北見管内さけ・ます増殖事業協会、斜里町自治会連合会、斜里遊漁振興協議会、知床ガイド協議会、公益社団法人日本釣振興会北海道支部、イエローグローブ斜里店、NPO法人知床斜里町観光協会、公益財団法人知床財団、環境省ウトロ自然保護官事務所、北海道森林管理局網走南部森林管理署、網走海上保安署、網走海区漁業調整委員会、北海道オホーツク総合振興局、北海道北見方面斜里警察署

サケ・マス採捕禁止区域と期間

区 域	範 囲	期 間
イワウベツ川河口	河口の左右両岸、沖合 1000m	6月1日～12月10日
ホロベツ川河口	河口の左右両岸、沖合 100m	8月1日～12月10日
ペレケ川河口	ウトロ漁港西港内	8月1日～10月31日
オネベツ川河口	河口の左右両岸、沖合 500m	5月1日～10月31日
オチカバケ川河口	河口の左右両岸、沖合 100m	9月1日～12月10日
糠真布川河口	河口の左右両岸、沖合 100m	8月1日～12月10日
シマトツカリ川河口	河口の左右両岸、沖合 100m	9月1日～12月10日
奥薬別川河口	河口の左右両岸、沖合 500m	5月1日～12月10日
斜里川河口	河口の左右両岸、沖合 1000m	5月1日～12月10日

 立入禁止
  サケ・マス採捕規制等



サケ・マス釣りに関係する立入禁止区域と期間

区 域	期 間
ウトロ漁港南護岸、衛生管理エリア	通年
知布泊漁港	8月1日～11月20日
斜里漁港防砂堤	通年
了解の無い私有地	通年

禁 止 DON'T

場所取り禁止



杭や縄、物品で海岸や公共施設を占有する行為は禁止されています。

テント常設の禁止 (設営は24時間以内)



海岸にテントやトイレを設置したままにする行為は禁止されています。設営は24時間以内としてください。

砂丘の破壊禁止



砂丘の掘削、切土は禁止されています。

指定区域、期間の 立入禁止



関係者以外立入禁止と指定された場所、了解の無い私有地への立入は禁止されています。

ゴミ、残滓の投棄禁止



ゴミや魚の残滓を海岸や河川に投棄する行為は禁止されています。

植生への車両乗入や テント設営禁止



砂丘植生への車両乗入やテント設営は禁止されています。

国定公園の砂浜は 車両乗入禁止



斜里川から西側の網走国定公園では砂浜への車両乗入が禁止されています。

指定区域、期間の サケ・マス採捕禁止



指定の区域と期間においてサケ・マスを釣ることは禁止されています。

守 る KEEP

委員会指示違反には罰則あり

釣竿の数は3本まで



同時に使用できる釣竿の数は3本以内と定められています。

釣る尾数は3尾まで



1日に釣ることができるサケ・マスの数は3尾以内と定められています。

やむを得ない場合を 除きリリースしない



リリースを前提とした釣りを行わないでください。

知床ではヒグマに 特段の注意を



荷物・釣果は身に付けるか手元に置き、常に周囲を警戒し、ヒグマ出没時は荷物を残さず退避してください。

迷惑駐車はご遠慮を



通行の支障となる駐車や観光施設への長時間駐車はご遠慮ください。

キャンプ的行為は キャンプ場で



駐車場や道路上では、椅子やテーブルを設置するなどのキャンプ的行為はご遠慮ください。

焚火はご遠慮を



火災と紛らわしい煙を出す焚火は消防署への届出が必要です。ごみの焼却は禁止されています。

ウトロ漁港東港の サケ・マス釣りはご遠慮を



漁業や観光利用の多いウトロ漁港の東港では、サケ・マス釣りはご遠慮ください。

公衆トイレのご案内



道の駅うとろ・シリエトク
斜里町ウトロ西 186
Tel.0152-22-5000



道の駅しゃり
斜里町本町 37
Tel.0152-26-8888



さわかトイレこかげ
斜里町本町 4
(ゆめホール知床東側)
Tel.0152-23-3131



オホーツク霊園トイレ
斜里町朝日町 1 ※冬季閉鎖
Tel.0152-23-3131

禁止と説明している行為について、許可や届出に基づく場合や管理関係者が行う場合はこの限りではありません。禁止されている行為に反した場合は、法令により罰せられることがあります。区域によっては当ルールに示した以外にも規制等があります。クマ出没状況によっては、海浜への立入自粛要請がされることもあります。